

## 村づくり交付金交付要綱

制 定 平成16年3月30日付け15農振第2794号  
最終改正 平成22年4月1日付け21農振第2564号  
農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、地域の創造力を活かせるように、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、農業生産基盤と生活環境を総合的に実施する新たな仕組みを創設し、個性的で魅力ある村づくりを推進するため、村づくり交付金実施要綱（平成15年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した等の件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費は、別表に定めるとおり交付対象事業の欄に掲げる事業に要する経費とし、交付額の算定の欄により算出された額（以下「交付限度額」という。）を超えないものとする。

### 第3

1 年度ごとの村づくり交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A : 村づくり交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B : 前年度までに交付された村づくり交付金の総額

進捗率: 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2 交付対象事業が、村づくり交付金の交付後に当該事業の進捗率に変更が生じた場合、別表の村づくり交付金の集落基盤整備費及び市町村創造型整備費に係る部分にあっては、村づくり交付金の交付の目的に反しない限りにおいて、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額につき、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された金額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第4 別表の交付対象事業の欄に掲げる経費は、1から2への流用はしてはならない。

### 第5

1 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

3 都道府県は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者（事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

第6 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が毎年度別に定める日までとする。

第7 農林水産大臣は、第4第2項の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長に通知する。

第8

1 都道府県は、規則第3条第1号イ又はロの規定により、地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、補助事業変更承認申請書（別記様式第2号）正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第9 農林水産大臣は、第7第2項による依頼を受け、規則第3条第1号イ又はロの規定により承認する場合、北海道開発局長に通知する。

第10 規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 経費の配分の変更

農業生産基盤整備費と集落基盤整備費の経費の相互間の増減

第11

1 都道府県は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第12

1 都道府県は、適正化法第9条第1項、規則第4条により申請を取り下げの場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第13

1 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付があった年度の各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第14

1 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告の報告をするものとする。

3 第4第3項ただし書きにより交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第3項ただし書きに該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第3項ただし書きにより交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出し

た後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第15 農林水産大臣は、適正化法第15条の規定により額を確定する場合、北海道開発局長に通知する。

第16 施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、それぞれ一件の取得価格50万円以上のものとする。

(別表)

交付対象事業等	経費	交付額の算定	摘要
1 村づくり交付金	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合、一部事務組合その他都道府県知事が適当と認める者(以下「市町村等」という。)が行う村づくり交付金に係る事業に要する経費に対し、都道府県が補助する経費</p> <p>(1) 農業生産基盤整備費 (2) 集落基盤整備費 (3) 市町村創造型整備費</p>	<p>(ア) 当該間接補助事業の50% (イ) 沖縄県において行うものにあつては、(ア)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の70% (ウ) 奄美群島において行うものにあつては、(ア)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の52%</p> <p>ただし、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択されたものであつて、村づくり交付金実施要綱第10の規定により移行の承認がなされたものについては、従前の例による。</p>	

(備考)

村づくり交付金交付要綱の一部改正について(平成22年4月1日付け21農振第2564号農林水産事務次官依命通知)による改正後のこの通知の規定は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成21年度以前の歳出予算に係る国の補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5関係）

平成 年度村づくり交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長  
( 北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 )  
( 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので村づくり交付金交付要綱により 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙1のとおり）
- 3 事業の完了予定 平成 年 月 日
- 4 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱  
事業進捗状況関係資料

(注) 事業進捗状況関係資料は、総事業費に対する前年度までの事業費（進捗率）及び本年度の予定事業費（進捗率）を別表の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの各経費毎に記載したものとする。

別紙1

収 支 予 算 書

区 分	本 年 度 事 業 費	本 年 度 交 付 額	地方公共団体等 負担分	補助率	備 考
農業生産基盤整備費 工事費	円	円	円	%	
集落基盤整備費 工事費					
市町村創造型整備費					
計					

予算議決（又は予算議決予定）平成 年 月 日

- (注) 1 集落基盤整備費及び市町村創造型整備費の本年度事業費及び本年度交付額の欄については別紙1-1により地区毎に算出した額の合計を記入するものとする。  
2 1に掲げる経費については、補助率の欄は記入しないこととする。

別紙1-1 本年度交付額（集落基盤整備費等）地区別計算書

地区名：

区 分	総 事 業 費	交 付 率	交 付 限 度 額 (A)	本 年 度 未 進 捗 率 (B)	前 年 度 未 進 捗 率 (C)	本 年 度 事 業 費	単 年 度 交 付 額 (D)	本 年 度 交 付 額 (E)	備 考

	円	%	円	%	円	円	円	円
集落基盤整備費								
市町村創造型整備費								
計								

- (注) 1 交付率欄には、集落基盤整備費及び市町村創造型整備費に係る補助率相当の率を記載する。(以下、交付率の記載について同様とする。)
- 2 単年度交付額(D)については、交付限度額(A)×本年度末進捗率(見込)(B)－前年度までの交付済みの総額(C)の算式による求めるものとする。
- 3 本年度交付額(E)は、単年度交付額(D)を超えないものとする。
- 4 別表のただし書を適用する場合にあっては、区分欄を「農村生活環境基盤整備費(集排単独事業)」と記入するものとする。

別記様式第2号（第8関係）

平成 年度村づくり交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長  
( 北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 )  
( 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった事業の実施について、  
収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので村づくり交付  
金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

- (注) 1. 金額に変更のない変更申請の場合は〔 〕の分を除く。  
2. 上記「収支予算等」の記載要領及び「関係書類」については、別記様式第1号の  
別紙1の様式に準じ、収支予算のみの変更の際は「収支予算」と記載し別紙1を、  
関係書類として添付することとし、変更前収支予算と変更後の収支予算を比較対照  
できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載するこ  
と。  
なお、変更理由は別紙1の備考欄に簡潔に記載することとする。

別記様式第3号（第13関係）

平成 年度村づくり交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長  
( 北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 )  
( 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について村づくり交付金交付要綱により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙2のとおり)
- 2 事業着手 平成 年 月 日
- 3 事業完了予定 平成 年 月 日

別紙2

事業遂行状況

進捗状況

地区数	実施計画		出来高		進捗率 (A)/(B)	備 考
	事業費(A)	交 付 額	事業費(B)	交 付 額		
	円	円	円	円	%	

別記様式第4号（第14関係）

平成 年度村づくり交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長  
( 北海道にあっては国土交通省北海道開発局長  
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があったこのことについて、  
下記のとおり事業を実施したので村づくり交付金交付要綱により報告する。  
(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別紙3及び4のとおり）
- 3 補助事業の成果（別紙5、6及び7のとおり）
- 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。  
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについて、必要書類を添付すること。

別紙3

収 支 精 算 書

区 分	事業費	交付額	補助率	都道府県費	市町村費	備考
村づくり交付金	円	円	%	円	円	
農業生産基盤整備費						
工事費						
集落基盤整備費						
工事費						
市町村創造型整備費						
計						

- (注) 1 予算額を上段( )書き、精算額を下段に記入すること  
2 集落基盤整備費及び市町村創造型整備費の補助率の欄は空欄とする。

別紙4 国庫補助金精算

区 分	本年度交付決定額	本年度精算事業費	国庫補助率	精算交付額	概算払受領額	差引交付額 未受領(返還)額	備考
村づくり交付金	円	円	%	円	円	円	
農業生産基盤整備費							
集落基盤整備費							
市町村創造型整備費							

計										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 集落基盤整備費及び市町村創造型整備費については、別紙4-1により地区毎に算出した精算交付額の合計を記入するものとする。  
 2 1に掲げる経費については、補助率の欄は記入しないこととする。

別紙4-1 交付額（集落基盤整備費等）地区別精算

地区名：

区 分	総 事 業 費	交付率	交 付 限 度 額 (A)	本 年 度 未 進 捗 率 (B)	前 年 度 までの 交 付 済 みの 総 額 (C)	本 年 度 執行 予 定 事 業 費 (D)	単 年 度 精 算 交 付 額 (E)	本 年 度 交 付 決 定 額 (F)	次 年 度 以 降 交 付 調 整 額 (G)	精 算 交 付 額 (H)	備 考
集落基盤整備費	円	%	円	%	円	円	円	円	円	円	
市町村創造型整備費											
計											

- (注) 1 単年度精算交付額(D)は、当該年度に交付されるべき金額として、交付限度額(A)×本年度未進捗率(B)－前年度までの交付済みの総額(C)の算式による求めるものとする。  
 2 次年度以降交付調整額(G)は、本文第3の2による額を記入するものとし、適用する場合は、(E)－(F)により算出し、(F)の額を精算交付額(H)に記載すること。また、適用しない場合は(E)の額を精算交付額(H)に記載すること。  
 3 別表のただし書を適用する場合にあっては、区分欄を「農村生活環境基盤整備費（集排単独事業）」と記入するものとする。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名			地区名 (事業主体)		( )		施行年度		年度 ~ 年度				備考	
	区分	費目	工種	総量		前年度まで		本年度		地方公共団体等負担分		翌年度以降		
事業量				事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	交付額	補助率 (又は交付割)	都道府 県 費	市 町 村 費	事業量	事業費
				円		円		円	%	円	円		円	
小計														
事業主体 事務費														
計														

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付け農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 1 区分欄には、農業生産基盤整備費、集落基盤整備費、市町村創造型整備費の区分を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計費及び換地費等を記載すること。  
ただし、市町村創造型整備費の区分において、ソフト経費の場合にあっては、調査旅費、諸謝金、委託費、調査事務費、資材購入費、機械賃料を記載すること。
- 3 工種欄には、事業実施要綱別表の区分欄に掲げられている区分により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 地方公共団体等負担分欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙 6

1 地区別検査調書

地区名	事業実施主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備 考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

別紙 7 財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第16の財産）

事業名	地区名	事業 実施 主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年 月 日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	処 分 の 種 別	処 分 の 年 月 日	補助金 返還額	
						円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該事業に係る補助率等を記載すること。

